

環境対応車導入促進助成金及び アイドリングストップ支援機器助成金等に 係る電子車検証の添付書類について

令和5年1月から、自動車検査証が電子化したことに伴い、環境対応車導入促進助成金や安全装置装着等助成金等の申請における添付書類について、次のとおり変更させていただきます。

令和5年1月から、これまでの「紙」の車検証に標記されていた項目の一部がICタグに格納されます。これにより助成金執行時の審査に必要な下記の情報は、「券面記載事項」に含まれないことになり、「(電子)車検証の写し」のみでは確認できないこととなります。

- ・使用者の住所
- ・使用の本拠の位置 ・所有者の氏名・住所

これらの状況を受けまして、助成事業添付書類については、つぎのとおりいたしますので、よろしくお願い致します。

令和5年1月4日(水)以降の登録車両の場合の自動車検査証の写し等は、車検証電子化により「自動車検査証記載事項」を出力したもの(紙)の写しとする。

別紙「自動車検査証記録事項」印刷端末の設置について参照

(参考)車検証閲覧アプリ(国土交通省 電子車検証 特設サイト)

ページ中段の「各種サービス/データ出力」を参照 [特設サイト](#)